

告 示

埼玉県告示第九百八十四号

令和二年八月十八日付け埼玉県告示第九百九号で告示した狭山都市計画に関する公聴会については、公述申出書の提出がなかったため、埼玉県都市計画公聴会規則（昭和四十五年埼玉県規則第三号）第五条第一項の規定により、その開催を中止する。

令和二年九月八日

埼玉県知事 大野 元 裕